2　第百五十四条の二第一項（中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算）の規定は、法第百四十四条の十二第二項において準用する法第七十九条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第百五十四条の二第一項第一号中「第七十九条第一項」とあるのは「第百四十四条の十二第一項（中間納付額の還付）」と、同項第二号中「第七十九条第一項」とあるのは「第百四十四条の十二第一項」と、「第七十四条第一項第七号又は第二項第二号（確定申告）」とあるのは「第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号（確定申告）」と、「前条第一項第一号」とあるのは「第二百五条第一項（中間納付額の還付手続等）において準用する前条第一項第一号」と読み替えるものとする。

3　第百五十四条の二第二項の規定は、法第百四十四条の十二第一項の規定による還付金について還付加算金の額を計算する場合について準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項中「前条第一項第一号又は第二号」とあるのは「第二百五条第一項（中間納付額の還付手続等）において準用する前条第一項第一号又は第二号」と、「第七十九条第三項」とあるのは「第百四十四条の十二第二項（中間納付額の還付）において準用する法第七十九条第三項」と読み替えるものとする。

（欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実）

第二百六条　法第百四十四条の十三第九項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する政令で定める事実は、事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより同項に規定する欠損金額につき法第百四十二条第二項の規定により法第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定により法第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定に準じて計算する場合の同項の規定の適用を受けることが困難となると認められるもの及び再生手続開始の決定とする。

2　法第百四十四条の十三第九項に規定する政令で定める欠損金額は、同項の外国法人の各事業年度の法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき、法第百四十二条第二項の規定により法第五十七条の規定に準じて計算する場合の同条第四項又は第五項の規定によりないものとされた欠損金額とする。

3　法第百四十四条の十三第十項に規定する政令で定める事実は、事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより同項に規定する欠損金額につき法第百四十二条の九（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する法第百四十二条第二項の規定により法第五十七条第一項の規定に準じて計算する場合の同項の規定の適用を受けることが困難となると認められるもの及び再生手続開始の決定とする。

4　法第百四十四条の十三第十項に規定する政令で定める欠損金額は、同項の外国法人の各事業年度の法第百四十一条第一号ロ又は第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、法第百四十二条の九の規定により準じて計算する法第百四十二条第二項の規定により法第五十七条の規定に準じて計算する場合の同条第四項又は第五項の規定によりないものとされた欠損金額とする。

（更正等により還付すべき所得税額等の充当の順序）

第二百九条　第二百四条（所得税額等の還付手続等）において準用する第百五十二条（還付すべき所得税額等の充当の順序）の規定は、法第百四十七条の三第一項（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。

（更正等又は決定による中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算等）

第二百十条　第百七十四条第一項及び第二項（更正等又は決定による中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算等）の規定は、法第百四十七条の四第三項（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）において法第百三十四条第三項及び第四項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第百七十四条第一項第一号中「第七十九条第二項」とあるのは「第百四十四条の十二第一項」と、同項第二号中「第七十九条第二項」とあるのは「第百四十四条の十二第一項」と、「第七十四条第一項第二号」とあるのは「第百四十四条の六第一項第二号」と、「第百四十四条の六第一項第七号若しくは第二項第二号」とあるのは「第百四十四条第三項（更正等又は決定による中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算等）」と読み替えるものとする。

2　第百七十四条第三項の規定は、法第百四十七条の四第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金の額を計算する場合について準用する。この場合において、第百七十四条第三項中「第七十九条第三項」とあるのは「第二百十条第三項」と読み替えるものとする。

3　第二百五条第一項（中間納付額の還付手続等）において準用する第百五十四条（還付すべき中間納付額の充当の順序）の規定は、法第百四十七条の四第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する法第百三十四条第三項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九条第一項第一号ホの改正規定（「並びに」を「及び地方法人税の額並びに」に改める部分に限る。）、同号ヌの改正規定、第九条の二第一項第一号の改正規定（同号チに係る部分を除く。）、第百二十三条第二項の改正規定、第百三十九条の十の改正規定（「百分の二十・七」を「百分の十六・三」に改める部分に限る。）、第百四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第百四十三条の改正規定、第百四十四条の改正規定、第百四十五条第四項の改正規定（「又は同令第四十八条の十三第二項」の下に「（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加える部分を除く。）、第百四十六条第三項の改正規定（「同条第一項から第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第一項（外国税額の控除）」を加える部分及び「第八十一条の十五第一項から第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第二項」を加える部分に限る。）、同条第六項第二号イの改正規定（「第百五十五条の二十九第一号」を「第百五十五条の二十九第一号」に改める部分に限る。）、同項第三号ロの改正規定、同項第四号ロの改正規定（「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「被合併法人等」の下に「である他の内国法人」を加える部分を除く。）、第百五十五条の二十五の改正規定（「百分の二十・七」を「百分の十六・三」に改める部分に限る。）、第百五十五条の二十八第一項の改正規定（「第百五十五条の三十（連結控除限度個別帰属額の計算）」を「次条」に改める部分に限る。）、第百五十五条の二十九を削る改正規定、第百五十五条の三十第一号の改正規定（「第百五十五条の二十八第三項（連結控除限度額の計算）」を「前条第一項」に改める部分に限る。）、同条を第百五十五条の二十九とし、同条の次に一条を加える改正規定、第百五十五条の三十一の改正規定、第百五十五条の三十二の改正規定、第百五十五条の三十三第一項の改正規定、同条第四項の改正規定（「又は同令第四十八条の十三第二項」の下に「（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加える部分を除く。）、第百五十五条の三十四第三項の改正規定（「同条第一項から第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第二項（外国税額の控除）」を加える部分及び「第六十九条第一項から第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第一項」を加える部分に限る。）、同条第六項第一号イの改正規定（「第百五十五条の二十九第一号」に改める部分に限る。）、同項第三号ロの改正規定（「第百五十五条の二十九第一号」を「第百五十五条の二十九第一号」に改める部分に限る。）、同項第四号ロの改正規定（「被合併法人等」の下に「である内国法人」を加える部分を除く。）及び第百五十五条の四十三第二項の改正規定並びに附則第八条第二項及び第九条第二項の規定　平成二十六年十月一日

二　第十九条第一項及び第二十二条第二項第二号イの改正規定並びに第百五十五条の八第二項第二号イの改正規定　平成二十八年一月一日